

◆特に優れた業績をあげた大学院生を対象とした返還免除制度について◆

第一種奨学生対象

第一種奨学生のうち、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

免除申請をした者は、下記の評価項目について審査されます。

特に優れた業績の評価項目
(1) 学位論文その他の研究論文
① 学位論文が特に優れている。
② 学位論文以外の研究論文が特に優れている。
③ 学会等から賞を受けた。
④ 学会誌、学術誌に採り上げられた。
⑤ 学会で発表され、高い評価を受けた。
(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
① 特定の課題の研究成果が特に優れている。
(3) 著書、データベースその他の著作物(前の2項目に掲げる者を除く)
① 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物が特に優れている。
② 学会誌、学術誌に採り上げられた。
③ 学会等から賞を受けた。
④ 社会的に高い評価を得た。
(4) 発明
① 特許・実用新案等が特に優れている。
② 発明・発見が社会的に高い評価を得た。
(5) 授業科目の成績
① 講義、演習等で特に優秀な成績をおさめた。
② 修業年限の短縮を認められた。
(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
① リサーチアシスタントとして研究活動に大きく貢献した。
② ティーチングアシスタントとして教育活動に大きく貢献した。
③ 社会的に高い評価を得た。
(7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
① 専攻分野に関連し、特に優秀な成果をあげた。
② 専攻分野に関連した国内外の発表会等で高い評価を得た。
(8) スポーツの競技会における成績
① 専攻分野に関連し、特に優秀な成果をあげた。
② 専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果をおさめた。
(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
① 専攻分野に関連し、特に優れた研究業績をあげた。
② 専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た。